

労働者派遣基本契約書（案）

- 1 名 称 高額介護合算療養費標準システム入力事務
- 2 履行又は納品場所 千葉県後期高齢者医療広域連合及び広域連合が指定する場所
- 3 契 約 期 間 令和8年1月30日から令和8年6月23日まで
- 4 派 遣 料 金 円／1時間・1人当たり
(取引に係る消費税及び地方消費税 別途加算)
- 5 契 約 保 証 金 千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則の規定による

千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）に基づき受注者が行う発注者に対する労働者派遣に関し、次のとおり基本契約を締結する。

なお、上記の業務について、派遣先である発注者と派遣元である受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な基本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 所在地 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
国保会館内
名称 千葉県後期高齢者医療広域連合
代表者名 広域連合長 小泉一成

受 注 者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

労働者派遣基本契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書をいう。以下「仕様書等」という。）に従い、労働者派遣を行い若しくは労働者派遣を受け入れるに当たり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに派遣先が講すべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号）及び派遣元事業主が講すべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号）、その他日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする労働者派遣契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書及び仕様書等に記載の労働者派遣（以下「派遣」という。）を契約書及び仕様書等に記載の契約期間（以下「契約期間」という。）内において実施し、発注者は、その派遣代金を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、派遣労働者を適切に派遣させるため、派遣に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い派遣を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、派遣するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者及び受注者で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(派遣就業条件等)

- 第2条 労働者派遣法第26条第1項各号において、労働者派遣契約に定めるべきこととされている事項については、個別契約の規定を適用するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第3条 発注者及び受注者は、この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（発注者の指揮命令者が受注者の派遣労働者に行う業務の指揮命令を除く。）

以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。ただし、指示等の内容が軽微なもの、簡易な事務連絡又は参考情報の提供については、口頭のみにより行うことができる。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(二重派遣及び雇用の禁止)

第5条 受注者は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を発注者に派遣してはならない。

- 2 発注者は、受注者から派遣を受けた派遣労働者を第三者に再派遣してはならない。
- 3 発注者は、個別契約に定める派遣期間(以下「派遣期間」という。)は、受注者の派遣労働者を雇用してはならない。

(監督職員)

第6条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行について、受注者に対する必要な指示等、承諾又は協議
 - 二 この契約書及び仕様書等の記載内容について、受注者への確認の申出又は受注者からの質問に対する承諾又は回答
 - 三 仕様書等に基づく内容を受注者に履行させるために必要な詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 四 この契約書及び仕様書等に基づく派遣計画の管理、立会い、履行状況の検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示等又は承諾は、原則として、書面により行わなければならぬ。

5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(発注者責任者)

第7条 発注者は、派遣就業の場所ごとに所定人数の発注者責任者を選任するものとする。

2 発注者責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第8条 発注者は、派遣就業場所ごとに指揮命令者を選任するものとする。

2 指揮命令者は、業務の処理について、契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務の処理方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知指導する。

3 指揮命令者は、前項に定めた事項以外でも発注者の職場維持・規律の保持・秘密及び個人情報並びにその他の保護すべき情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(受注者責任者)

第9条 受注者は、自己の雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から、事業所ごとに所定人数の受注者責任者を選任するものとする。

2 受注者責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(適正な労働者の派遣義務)

第10条 受注者は、労働者を派遣するにあたっては、業務の遂行に十分な資格、能力、知識、技術、技能、信用、経験等を有する労働者を選任した上、派遣しなければならない。

(派遣労働者の通知)

第11条 受注者は、この契約締結後速やかに、当該派遣労働者の氏名その他労働者派遣法及び労働者派遣法施行規則等に定める事項を発注者に通知しなければならない。

(派遣受入期間の制限のある業務と抵触日通知等)

第12条 発注者及び受注者は、派遣就業の場所ごとの同一業務（派遣受入期間の制限のない業

務（労働者派遣法に掲げる業務）を除く。）について、派遣可能期間を超える期間、継続して労働者派遣を受け入れ又は行ってはならない。発注者は、これらに該当する業務について契約を締結するに当たり、あらかじめ、受注者に対し、当該派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を書面の交付等により通知するものとする。契約の締結後に、発注者において派遣受入期間を定め又はこれを変更する場合も、その都度、受注者に対して、同様の方法により抵触日の通知をするものとする。

（派遣労働者の特定を目的とする行為の制限）

第13条 発注者は、個別契約締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接、履歴書の送付要領、若年者への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）をしないよう努めなければならない。また、受注者は、これらの行為に協力してはならない。ただし、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、派遣就業を行う発注者として、適当であるかどうかを確認する等のため自らの判断の下に派遣就業開始前の訪問若しくは履歴書の送付を行うときは、この限りではない。

（秘密保持等）

第14条 受注者及び派遣労働者は、業務上知り得た発注者の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、個別契約が終了し又は解除された後においても同様とする。
- 3 発注者は、この契約において発注者の指定する秘密事項がある場合は、受注者にその旨を通知し、受注者は秘密の保持に万全を期さなければならない。
- 4 発注者は、派遣労働者の故意又は過失によって秘密の漏えい、開示、利用、加工、き損等のセキュリティ事件若しくは事故が発生した場合は、受注者に連絡して対応策を講じ、その損害の軽減、拡大防止に努めるものとする。

（個人情報に係る秘密の保持）

第15条 受注者は、発注者から提供された個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）以下「個人情報」という。）がある場合は、当該個人情報を次の各号の定めに従って取り扱わなければならない。

- 一 個人情報は秘密として扱うものとし、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。
- 二 個人情報を利用する場合にあっては、この契約を履行するため必要な場合に限るものとし、当該契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
- 三 この契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管して

いる媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

四 個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

五 個人情報を保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からのアクセス防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

六 この契約の完了後、発注者から提供された個人情報の媒体等があるときは当該媒体等を発注者に返却しなければならない。

七 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理を行わなければならぬ。

2 受注者は、前項第二号による利用の目的の必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、偽りその他の不正手段により個人情報を取得してはならない。

4 受注者は、前項各号に定めるもののほか、その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。

5 発注者は、受注者の個人情報の管理の状況について臨時に検査することができる。この場合において、受注者は、発注者から改善要求等があったときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

6 受注者は、個人情報の漏えい、開示、利用、加工、き損等のセキュリティ事件又は事故が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに発注者に連絡しなければならない。

7 受注者は、派遣労働者に対し次の各号に掲げる事項を遵守するため必要な措置を講じなければならない。

一 第1項から第5項までの規定

二 別記「個人情報取扱特記事項」のほか千葉県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー等発注者の定める個人情報に関する諸規程

(派遣労働者の個人情報の保護と適正な取扱い)

第16条 受注者が発注者に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法、労働者派遣法施行令及び労働者派遣法施行規則等の規定により発注者に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び他の法律に定めのあるときは、この限りではない。

2 発注者における秘密の保全、情報管理の必要性及び安全衛生管理、事故等の緊急連絡の必要性等から、受注者は、あらかじめ利用目的を明示して、派遣労働者の同意を得て、住所（連絡先）、電話番号等必要事項を発注者に通知するものとする。

3 発注者は派遣労働者の入門許可証等の交付が円滑になれるよう十分に配慮し、受注者は、

派遣労働者にあらかじめ同意を得てその手続きに協力するとともに、その有効な保持及び不正使用等の防止を図らなければならない。

- 4 発注者及び受注者は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び関係者の個人の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は開示する等してはならない。

(適正な派遣就業の確保等)

第17条 受注者は、発注者が派遣労働者に対し、仕様書等に定める労働を行わせることにより、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下同じ。）等の法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等をとるとともに、適正な就業規則を定め、派遣労働者に対し、適切な労務管理を行い、発注者の指揮命令等に従って職場の維持・規律の保持・秘密及び個人情報並びにその他の保護すべき情報等の漏洩を防止し、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導しなければならない。

- 2 発注者は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令及び仕様書等に定める就業条件を守つて派遣労働者を労働させるとともに、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようするため、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの防止等に配慮するとともに、福利厚生に関する施設で派遣労働者の利用が可能なものについては便宜の供与に努める。
- 3 発注者は、受注者が行う派遣労働者の知識、技術、技能等の指導及び安全衛生教育並びに派遣労働者の自主的な能力開発について可能な限り協力するものとする。
- 4 発注者は、派遣労働者に対し業務を円滑に遂行する上で必要な物品の貸与や技能、技術の指導の実施をはじめとする福利厚生等の措置について、必要な就業上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 発注者の派遣労働者に対する業務上の指揮命令は、第8条に定める発注者の就業に関する指揮命令者が行うものとし、当該指揮命令者の不在の場合の代行命令者についても、個別契約にあらかじめ明示しておくものとする。

(安全衛生等)

第18条 発注者及び受注者は、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下同じ。）等に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働条件、安全衛生の確保に努めるものとする。

- 2 受注者は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、発注者に派遣しなければならない。なお、発注者は、受注者から派遣労働者に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には、可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生教育に必要な協力や配慮を行うものとする。
- 3 発注者は、派遣労働者の就業場所における環境等の危険に関し、労働安全衛生法上の派遣労働者の事業者とみなされ、受注者は当該派遣中の労働者に関しては、当該事項について当該事

業に使用しないものとみなされることに鑑み、発注者は、派遣労働者の安全管理について適切な管理を行うものとする。受注者は、発注者の行う安全衛生管理に協力し、派遣労働者に対する教育・指導等を怠らないように努めるものとする。

- 4 受注者は、派遣労働者に対し、必要に応じて雇入れ時の健康診断を行うとともに、派遣就業に適する健康状態の労働者を発注者に派遣しなければならない。
- 5 発注者は、派遣労働者が労働災害により死亡又は負傷等したときには、発注者の事業場の名称等を記入の上、労働安全衛生法及び労働者派遣法施行規則の定めに従い、所管労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければならない。なお、発注者は、直ちに受注者に連絡して対応するとともに、所管労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出したときは、その写しを送付しなければなければならない。

(年次有給休暇)

第19条 受注者は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として、発注者へ事前に通知するものとする。

- 2 発注者は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の正常な運営に支障を来すときは、発注者は受注者にその具体的な事情を明示して、受注者が当該派遣労働者に対し取得予定日を変更するよう依頼すること、又は必要な代替者の派遣を要求することができる。

(公益通報者の保護)

第20条 発注者及び受注者は、派遣労働者が発注者の業務に従事する場合において、公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、発注者若しくは発注者があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、発注者において契約の解除、派遣労働者の交替を求めるここと、その他不利益な取扱いをしてはならず、受注者において派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(苦情処理)

第21条 発注者及び受注者は、派遣労働者からの苦情の申出を受ける担当者の選任及び苦情の処理方法については、別途個別契約に規定するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、派遣労働者から苦情の申出を受けた場合には、互いに密接な連携の下に、迅速な解決に努めなければならない。
- 3 前項により苦情を処理した場合には、発注者及び受注者は、その結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

(派遣労働者の交替等)

第22条 発注者は、派遣労働者が業務の遂行にあたり、発注者の要求する資格条件による技術、能力を満たさない等著しく不適当と認められる場合、遵守すべき発注者の業務処理方法、就業規則等に従わない場合又は業務処理の効率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、発注者は受注者にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善又は派遣労働者の交替等を要請することができる。

- 2 受注者は、発注者から前項の要請があった場合には、速やかに調査するものとし、当該派遣労働者への指導、改善の措置を講じ又は当該交替要請が不当でないと認められた場合には、遅滞なく発注者の要求する資格条件に合致する者と交替の上、派遣させなければならない。なお、当該派遣労働者の交替に当たっては、受注者が無償にて十分な引継を行わせ、発注者の承認を得るものとする。
- 3 受注者は、派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合には、発注者に通知して、派遣労働者の交替を要請できるものとする。
- 4 受注者は、派遣労働者の自己都合欠勤、事故による欠員又はその他派遣労働者の人数に欠員が生じるおそれがあるときは、直ちに発注者にその旨連絡するとともに、欠員が生じないよう措置をとり、また、欠員が生じたときは直ちに、その欠員の補充を行わなければならない。ただし、発注者においてその必要がない旨受注者に連絡したときはこの限りではない。
- 5 発注者の承諾のある場合を除き、前項の欠員が生じたことによって、発注者に損害が生じたときは、受注者は発注者に対しその損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と派遣内容が一致しない場合の履行責任)

第23条 受注者は、派遣の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、仕様書等と派遣内容が一致しない部分の内容については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。なお、この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、派遣期間若しくは派遣料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第24条 受注者は、派遣を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
- 三 仕様書等の表示が明確でないこと。

- 四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、派遣期間若しくは派遣料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は派遣に関する指示の変更)

第25条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は派遣に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は派遣に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは派遣期間若しくは派遣料を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(派遣の中止)

第26条 発注者は、必要があると認めるときは、派遣の中止内容を受注者に通知して、派遣の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により派遣を一時中止した場合において、必要があると認められるときは派遣期間若しくは派遣料を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による派遣期間の延長)

第27条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により派遣期間内に派遣することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に派遣期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、派遣期間を延長しなければならない。発注者は、その派遣期間の延長が発注者の責めに帰すべ

き事由による場合においては、派遣料について必要と認められる変更を行い又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第28条 派遣を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 派遣を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合その他派遣を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務上災害等)

第30条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、受注者が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下同じ。）の定めにより事業主が責任を負うものとする。通勤災害については、受注者の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受けるものとする。

- 2 発注者は、受注者の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。
- 3 派遣労働者について、派遣中に労働災害が発生した場合については、第18条第5項によるものとする。

(派遣の完了検査)

第31条 受注者は、派遣を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、派遣の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、仕様書等に定めるところの派遣について第2項の検査に合格しないときは、直ち

に修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を派遣の完了とみなして前三項の規定を準用する。

(派遣料金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第4項後段の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、個別契約の規定により、派遣料金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 本契約は派遣料による労働者派遣契約のため、前項の派遣料金の支払いを発注者に請求できる金額は、派遣料に前条第2項の検査に合格した派遣が完了した数量を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。なお、この規定によるもののほかは、別途個別契約にて定めるものとする。
- 3 発注者は、前二項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に派遣代金を支払わなければならない。
- 4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約の保証)

第33条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、派遣予定金額の100分の10（当該契約に係る金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7）以上の額としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保

証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 前各項の規定は、千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則第80条第2項又は同条第3項の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

(契約の解除)

第34条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 期限内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な理由がなく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 四 受注者が受注者の理由により解除の申し出をしたとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
 - 3 受注者は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、発注者の請求に基づき、派遣料に派遣期間内中における派遣の予定数量を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。以下「派遣予定代金額」という。この契約締結後、派遣料の変更があった場合には、変更後の派遣予定代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この場合において、既に発注者の検査に合格した業務に対する支払いがあるときは、契約金額から既支払相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。
 - 4 発注者は、第1項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかかることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。
 - 5 前各項の規定は、千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則第80条第2項又は同条第3項の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

(発注者の解除権)

第35条 発注者は、業務が完了しないときは、前条第1項に規定するほか、必要があるときは契約を解除できる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

- 3 発注者は第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前項の賠償額は、発注者と受注者の間で協議して定める。
- 5 第2項の規定は、千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則第80条第2項又は同条第3項の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

(受注者の解除権)

第36条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第37条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき。
- 二 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合においては、派遣予定代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い)

第38条 受注者は、この契約に関して前条第1項第1号又は第2号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者の指定する期間内に派遣予定代金額の10分の1に相当する賠償金に契約金額の支払いの日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、前条第

- 1 項第1号又は第2号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 前1項に規定する場合において、受注者が共同企業体等であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(下請の禁止)

第39条 受注者は、この契約について、第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(双方協議)

第40条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3条 受注者は、その使用者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理する為に個人情報を収集する時は当該事務を処理するために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6条 受注者は発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該事務を処理する以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除きこの契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理する為の個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し若しくは、作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理する為に発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報の漏洩、き損又は滅失があった場合は発注者に速やかに報告しその指示に従わなければならぬ。

(契約の解除及び損害賠償)

第11条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

履行妨害又は不当要求に対する措置に関する特記事項

(総則)

第1条 この特記事項は、この特記事項が添付される契約と一体をなす。

(履行妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 受注者は、契約の履行に当り、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告すると共に、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者の下請業者が暴力団等から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告すると共に、所轄の警察署に届け出ること。

反社会的勢力排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(反社会的勢力の排除)

第2条 発注者および受注者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたつて次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

2 発注者および受注者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき

- ① 相手方に対する暴力的な要求行為
- ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
- ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 受注者は、本業務を再委託する契約等（以下、「再委託契約等」という。）の相手方またはその役員が暴力団員等であることが判明したとき、再委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、または再委託契約等の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

4 発注者は、受注者が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

5 発注者および受注者は、第2項または前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。